

知床ガイド協議会 行政区別支部設置 施行規則

知床ガイド協議会会則（以下「会則」という。）第 4 条、第 9 条第 2 項、第 10 条及び第 27 条の規定について、施行規則を次のように定める。

（目的）

第 1 条 協議会の活動、事務を円滑に推進することを目的に、行政区に応じた役員及び事務局を適正に配置し、職務及び事務の一部をそれぞれの行政区別に執行する。

2. 行政区は「斜里町」「羅臼町」および「その他地域」とする。

（行政区別支部の設置）

第 2 条 行政区別に支部を設置する。

(1) 設置される支部は、行政区別に斜里町には「斜里支部」、羅臼町には「羅臼支部」とする。

（会員の所属）

第 3 条 会員は居住する行政区と、主たる活動の実態に応じて、所属する支部を選択することができる。

（役員の構成）

第 4 条 会則第 4 条の役員の定数を次のように定める。

(1) 副会長は「斜里支部」から 1 名、「羅臼支部」から 1 名とする。

(2) 幹事は「斜里支部」と「羅臼支部」から同数名とする。

(3) 監査役は「斜里支部」から 1 名、「羅臼支部」から 1 名とする。

2. 定数不足など、行政区別に選出することが困難な場合は、これによらない。

（事務局員の構成）

第 5 条 会則第 9 条第 2 項の事務局員の任命にあたっては、それぞれの支部から 1 名以上を任命することとする。

（支部の職務、事務）

第 6 条 支部長は施行規則第 4 条第 1 項第 1 号の行政区別に選任された副会長があたる。

(1) 支部長は会長が兼務することができる。

2. 支部の職務及び事務はそれぞれの支部に所属する役員と事務局員により執行する。

3. 支部で執行される職務及び事務は、役員会で議決するもの他、次のとおりとする。

(1) 行政区別に対応を要する職務

(2) 会則第 10 条に規定される事務（事務局・職務）

(3) 会則第 27 条に規定される事務（会費・年会費）

4. それぞれの支部に所属する幹事の内、支部毎に 1 名は支部の会計を監事する。

附 則

この規則は 2014 年 5 月 9 日から施行する。